

タイトル	当事者主義的民事訴訟運営と制裁型スキームに関する一考察（五）：日本民事訴訟法の当事者照会とアメリカ連邦民事訴訟規則の質問書を素材として
著者	酒井，博行；SAKAI, Hiroyuki
引用	北海学園大学法学研究，48(4)：641-656
発行日	2013-03-30

当事者主義的民事訴訟運営と 制裁型スキームに関する一考察 (五)

——日本民事訴訟法の当事者照会と
アメリカ連邦民事訴訟規則の質問書を素材として——

酒 井 博 行

目 次

はじめに	
第一章 当事者主義的訴訟運営の基盤としての証拠・情報の収集 手続の実効化——当事者照会の改革に焦点を当てて——	第二三章 争点整理手続における当事者主義的訴訟運営への移行の必要性
第一節 当事者主義的訴訟運営への移行の必要性——争点整理 手続に焦点を当てて——	第四款 訴訟資料提出過程における裁判所の管理的権限と当事者自立支援的権限（以上、四六卷二号）
第一款 争点整理手続の現状——裁判所主導型訴訟運営——	第五款 当事者主義的民事訴訟運営と実体的正義・手続的正義の必要性

義、手続保障(以上、四六卷三号)

第二章 日本民事訴訟法における当事者照会・訴え提起前の照会

とその問題点

第一節 当事者照会・訴え提起前の照会の立法経緯

第二節 理念・根拠

第三節 要件

第一款 照会の主体・相手方

第二款 照会の時期

第三款 照会事項

第四款 照会除外事由

第五款 照会の方法

第四節 回答

第一款 回答義務

第二款 回答の方法

第三款 不当な回答拒絶・虚偽回答の効果

第五節 問題点

第一款 当事者照会・訴え提起前の照会の利用状況・課題

第二款 日本弁護士連合会による当事者照会改革の提案(以上、四八卷一号)

第三章 アメリカ連邦民事訴訟規則における質問書とその実効化

手段

第一節 質問書の概要

第一款 目的

第二款 質問書の利点と難点

第三款 質問書に服する者

第四款 質問書における質問数

第五款 質問書の様式(以上、本号)

むすびにかえて

第三章 アメリカ連邦民事訴訟規則における質問書とその実効化手段

周知の通り、また、本稿でもたびたび言及してきたように、わが国の現行民事訴訟法における当事者照会は、アメリカ連邦民事訴訟規則におけるディスカバリの手段の一つである質問書(Interrogatories、連邦民事訴訟規則三三二条)を参考として設けられた制度である。ところで、アメリカ連邦民事訴訟規則におけるディスカバリの制度は、トライアル(正式事実審理)前に当事者間で事件に関する証拠や情報の共有を図り、争点を明確にすることを主な目的としている。現行の制度では、初期必要的ディスクロージャー(initial required disclosure)(連邦民事訴訟規則二六条)により、事件に関

する一定の情報については、当事者は他の当事者からの請求を待つまでもなく当然に開示しなければならない。そのうえで当事者は、さらに必要な情報・証拠等を得るために、証言録取書 (deposition)、連邦民訴規則二七～二八条、三〇～三二条)、質問書、文書提出・土地立入 (production and entry)、連邦民訴規則三四条)、身体および精神検査 (physical and mental examination)、連邦民訴規則三五条)、自白要求 (request for admission)、連邦民訴規則三六条)といった手続により、他の当事者や第三者に対し、情報や証拠の開示を要求することができる。そして、デイスカバリにおける情報・証拠等の不開示等に対しては、裁判所の強制命令、および、開示義務の違反に対する様々な制裁が用意されている (連邦民訴規則三七条)。

本章では、まず、連邦民訴規則三三条所定の質問書の制度について概観したうえで、次に、連邦民訴規則三七条所定のデイスカバリに関する強制命令、および、開示義務違反に対する各種の制裁について概観することにした。

第一節 質問書の概要

第一款 目的

デイスカバリの一般的な目的は、合理的かつバランスのとれた真実の発見を促進し、全ての訴訟についての公正、迅速、かつ廉価な判断を確保することであるが、質問書もまた、この目的に資するものである⁽⁵⁾。より正確に言えば、質問書の機能は、不必要な証言録取書を回避し、遅延を最小にし、また、廉価な方法でトライアルにおける争点を狭めることである⁽⁶⁾。質問書は、争点を狭めることにより、不意打ちの可能性を減少させる⁽⁷⁾。また、質問書は各当事者に、他の当事者の請求や抗弁の根拠を判断する機会や、争いになっている事実や争点を描写する機会を提供する⁽⁸⁾。

現行の連邦民訴規則の下では、かつて質問書によって求められていた情報は、必要的ディスクロージャー（連邦民訴規則二六条(a)項）の下で各当事者によって開示されなければならないが、質問書は依然として、必要的ディスクロージャーに規定されている範囲を超えた追加の情報を得るために用いられる⁽²⁵⁾。

質問書の使用方法としては、①当事者がどのような証拠に接しなければならぬかについて知らせることにより、当事者がトライアルの準備を行うことを助けること、②トライアルの準備のための時間を節約するために、他の当事者からの非公式の自白を得ること、③事実や証拠が存在するか、またどこでそれらを得られるかを知ること、④ある特定の会話、通信、または文書の重要性を判断すること、⑤和解またはサマリ・ジャッジメントによる事件の処分を迅速化すること、⑥証言録取書をとられるべき証人を確定すること、証言録取書で問われるべき質問を展開すること、文書提出の要求を申し立てるために文書の存在や所在に関する情報を得ることを含む、他のディスクバリの手段を効果的に用いるために必要な情報を得ること、⑦管轄の問題に関する事実を得ること、⑧出訴期限の抗弁のための日付を判断すること、⑨ある特定の主張の根拠を包含する実際の事実に関する詳細を得ること、が挙げられる⁽²⁶⁾。

第二款 質問書の利点と難点

質問書は、他のディスクバリの方法と比較して、単純かつ廉価な手段でありうる。当事者にとって利用可能な様々なディスクバリの手段を評価する際に、質問書を選択することの利点を見いだしうるが、その利点とは、①準備や送達が容易・廉価であること——特に、時間・場所の設定やコート・リポータの確保といった、入念な事前の準備が求められる証言録取書と比較して——、②相手方当事者の主張の基礎となる特定の事実や文書、事実や文書を保有している証人や専門家の身元を確定する際に役に立つこと、③相手方当事者が入手可能なすべての情報を開示させる手段と

して役に立つこと、④複雑な訴訟において、当事者の主張を開示させるのに効果的であること、である。⁽³⁶⁾

他方で、他のディスカバリの手段と比較した場合の質問書の難点は、①当事者間での利用に限られること——この点は特に、当事者以外の者からの開示を得るために用いられうる、口頭の尋問または書面での質問による証言録取書との比較において顕著である——、②訴訟上の合意または裁判所の命令がない限り、質問書の質問事項が、個々の小問を含め、二五個を超えない範囲に限定されること、③回答する当事者の挙措・態度といった、主観的な情報を提供しないこと、④前の質問への回答に基づく補足の質問をすることや、質問を受けた当事者が回答を回避しようと試みた場合に質問を繰り返すことを代理人弁護士に認める、口頭の尋問による証言録取書と比較して、柔軟性に欠けること、⑤複雑で、混乱したものでありうる情報を得るためには効果的でないことがありうること、である。⁽³⁷⁾

第三款 質問書に服する者

当事者は他の当事者に質問書を送付しうるが、ここでいう、質問書に服する当事者は、公法人や私法人、パートナシップ、社団、政府機関を含む、呼出状や訴状に名前を挙げられたすべての人や法主体を含む。⁽³⁸⁾ また、質問書は原則として、当事者以外の者には送付されてはならないが、この点は、類似の制度である書面での質問による証言録取書が、当事者以外の者に対しても使用可能であるのとは異なる。⁽³⁹⁾

法人、パートナシップ、社団、あるいはその他の事業体は当事者となることができ、それゆえ、質問書に服するが、質問書は、その者自身が当事者とはなっていない、法人または事業体の中の特定の自然人に宛てられてはならず、質問書は法人または事業体それ自体に宛てて送付されなければならない。⁽⁴⁰⁾

未成年者や無能力者の訴訟後見人は当事者ではなく、その結果、訴訟後見人は、自身の個人的な資格においては、

質問書への回答を強制されえない⁽¹⁰⁾。しかし、訴訟後見人は、当事者である未成年者や無能力者が回答をできない場合、当事者に代わって質問書への回答を行うことができる⁽¹¹⁾。

第四款 質問書における質問数

裁判所の命令または当事者間での書面による合意がない場合、当事者は、他のそれぞれの当事者に対し、個々の小問も含め、二五問まで質問書を送付することができる。(連邦民訴規則三三条(a)項①)。一部の裁判所は、どのような質問が質問書における一問の質問を構成するかをローカル・ルールで規定している⁽¹²⁾。しかし、裁判所が連邦民訴規則三三条で認められた質問書における質問数をローカル・ルールで変更することは禁止されている⁽¹³⁾。

当事者が送付することができる質問書における質問数の制限は、すべての個々の小問を含む。小問は、複数の質問として数えられるように個別に番号がふられている必要はない——さもないと、当事者は小問に個々に番号をふるのを省略することによって、簡単に質問数の制限に関する規定を潜脱できるといふことにもなりかねない⁽¹⁴⁾。

質問数の制限に係る「個々の小問」について、連邦民訴規則三三条は定義をしていない。この点に関しては、ローカル・ルールの下で何が小問を構成するという点について解釈する連邦地方裁判所の裁判例を比較することが有用である⁽¹⁵⁾。いくつかの裁判所は、質問書の質問数を制限するが、他方で個々の小問を独立の質問として数えないというローカル・ルールを採用する⁽¹⁶⁾。別の裁判所は、個々の小問が独立の質問として数えられることを要求するが、基礎となる質問書と直接関係する情報を要求する小問についてはしばしば例外とする⁽¹⁷⁾。

たとえば、ネヴァダ州のローカル・ルールは、質問書における全ての小問が独立の小問として数えられることを要求する⁽¹⁸⁾。ネヴァダ州のある裁判所はこのローカル・ルールを、質問の全ての部分が関連しているか否かに関わらず、

独立に数えられることを要求しているものと解釈した。⁽¹⁾ それに対して、同じネヴァダ州の別の裁判所は、このローカル・ルールを、小問が「論理的に、または事実上、主な質問の中に包含され、また主な質問と必然的に関連する」場合、その小問は一つの質問の中の一部として数えられることを意味する旨を判示するが、この裁判所は、ミシシッピ州の連邦地方裁判所が提示した“related question standard”⁽²⁾という、主な質問と小問とが一つの質問として数えられるほど、主な質問が小問と十分に関連しているかを考慮する基準に従っている。⁽³⁾

別の州では、これと類似しているが、わずかに異なる点もある、“discrete bits standard”⁽⁴⁾という基準を採用するが、この基準は、同じ事項に関する情報のいくつかの部分を探ねる単一の質問は質問書における一つの質問とされるが、小問が情報の個々の部分を要求している場合、その小問は個々の一つの質問であるとするものである。⁽⁵⁾ いくつかの裁判所は、背景事情に関する情報についての特定のタイプの質問を、それらが小問を含む場合であっても、一つの質問として数えることを認めるが、たとえば、いくつかの裁判所におけるローカル・ルールは、文書の内容、所在、保管者に関する質問は単一の質問として扱われる旨を規定する。⁽⁶⁾ また別の裁判所は、定められた現実の質問数に関係なく、全ての個々の質問は、それが質問として番号が付されていると、小問として番号が付されていると関係なく、一つの質問として数えられる旨を規定するローカル・ルールを有する。⁽⁷⁾

小問の数え方に関する最良の視点は、小問が主な質問と論理的、かつ必然的に関連する場合、一つの質問の一部として数えられるというものであるといわれている。⁽⁸⁾ しかし、小問がそれに先行する質問の部分によってなされた問いから分離し異なった問いの系列を導く場合、その小問は、どのように提示されていても、独立した質問として考えられなければならないとされる。⁽⁹⁾ このようなアプローチは、合理的な限界内で、情報を提供し、隠匿しないというディスクバリの規定の意図に最も矛盾しないとされる。⁽¹⁰⁾

二五問を超える質問書を送付するためには、当事者は裁判所の命令、または相手方当事者からの書面による合意を得なければならぬ(連邦民訴規則三三条(a)項)。裁判所は、追加のデイスカバリが連邦民訴規則二六条(b)項(2)(※証言録取書の数や時間、質問書の数に関する制限を裁判所が命令により変更できるとの規定)と矛盾しない範囲で、当事者が追加の質問書を送付することを認めうる。追加の質問書を送付するために裁判所の許可を要求する目的は、必要なデイスカバリを縮減するためではなく、当事者が制限数を超える質問書を送付する前に状況を吟味することを裁判所に認めるためである。

裁判所は、追加の質問書を送付することについての当事者の要求を評価するにあたって、より多くのデイスカバリを行うことについての利益と相手方当事者の負担との衡量のほかには、何らかの特定の基準を適用するのではない。裁判所は機械的な基準を適用するのではなく、むしろ、それぞれの要求を事件の文脈の中で吟味する。質問書を送付しようとする当事者は、追加の質問書が当該事件の状況の下で必要であることについての裁判所に対する説得責任を負い、いくつかの法域では、制限数を超える質問書を送付する要求を認める前に「十分な理由」を明白に証明することを求めるローカル・ルールを持つ。

裁判所は、トライアル前にスケジューリング・オーダー(連邦民訴規則一六条(b)項)を発する際に、追加の質問書を送付することの許可を認めることができ、また、裁判所は、プリトリアル・カンファレンス(連邦民訴規則一六条)において、追加の質問書を送付することの許可を認めうる。

当事者は、質問数が二五問を超える質問書を送付するために裁判所の許可を求めるとは、当事者間で質問数が二五問を超える質問書を送付することについて合意することもできる(連邦民訴規則三三条(a)項(1))。連邦民訴規則は、この合意が書面でなされることを要求する(連邦民訴規則二九条、三三条(a)項(1))。一部のローカル・ルールは、

この合意は非公式のものであってもよいが、書面によって確認されなければならない旨を規定する⁽²⁸⁾。また、少なくとも一つの法域では、当事者が三〇個を超える質問数の質問書を送付することについて合意することを認めておらず、かつ、常に裁判所の許可を得ることを当事者に要求する⁽²⁹⁾。

第五款 質問書の様式

連邦民訴規則は、質問書について何らの特別な様式を定めていない⁽³⁰⁾。しかしながら、ある連邦地方裁判所の裁判例が指摘するように、適切に作成された質問書は、的確、明白、正確なものであるに違ひなく、また、質問書を送付された当事者に、どのような情報が求められているのかを適切に助言するに違ひない⁽³¹⁾。連邦内の多くの法域では、質問書の様式を規律するローカル・ルールを有しており、たとえば、多くの連邦地方裁判所は、質問書を送付する際に、回答する当事者のためにそれぞれの質問の後に十分なスペースを空けておくこと、また、これに対応して、質問書に回答する際に、それぞれの質問に対する回答が質問の直後でなされることを要求する⁽³²⁾。一部の連邦地方裁判所はまた、質問書の質問に連続して番号がふられることを要求する⁽³³⁾。ローカル・ルールで課されている要求を除けば、質問書を送付する当事者には、そこでの質問を作成するに際してかなりの余地があるが、稚拙に作成された質問は有用な情報を引き出しえず、また、過剰に広範でかつ曖昧であるという理由で異議に服することになるため、できるだけ正確に質問を作成することは、質問書を送付する当事者にとっての利点である⁽³⁴⁾。

多くの代理人弁護士は、質問書の冒頭に、どのように回答するのか、または、どのように特定の用語を定義するのかに関する標準的な教示を含ませる⁽³⁵⁾。連邦民訴規則三三条はこのような実務を排除しておらず、また、このような定義は、単調な繰り返しを回避することについて有用でありうる⁽³⁶⁾。しかし、このような定義は、もしそれが不合理なも

のであれば、質問書を不当に負担のあるものとしてしまう⁽²⁴⁷⁾。一部のローカル・ルールは、デイスカバリの要求に組み込まれていると考えられ、かつ、狭められうるが拡張されえない、統一的な定義を含んでいる⁽²⁴⁸⁾。さらに、少なくとも一つの連邦地方裁判所は、それが用いられても「例外的な状況の証明がある場合を除き」異議の余地がないような、教示や質問の見本を示している⁽²⁴⁹⁾。

定型のひな形による質問書は、しばしば批判されているとはいえ、禁止されているわけではなく、連邦民訴規則やローカル・ルールが定める基準に合致している場合、それらは異議を申し立てられるものではないのであり、さらにいえば、それらは事件の全ての側面にわたる安価、かつ効率的な手段を提供する⁽²⁵⁰⁾。ある連邦地方裁判所は、定型のひな形による質問書が用いられる場合、事件に適切な形で選択的に用いられなければならない⁽²⁵¹⁾、代理人弁護士によって、または弁護士⁽²⁵²⁾の指導の下で準備されなければならない⁽²⁵³⁾、かつ、連続して番号がふられなければならない旨を判示する⁽²⁵⁴⁾。連邦地方裁判所は、定型のひな形による質問書に対し、異なる態度をとっている⁽²⁵⁵⁾。いくつかの裁判所は定型のひな形による質問書を激しく批判しているが、他方、定型のひな形による質問書が是認されないことがありうる旨を示唆するローカル・ルールや、定型のひな形による質問書が個々の事件に適合するようにすることを命じるローカル・ルール⁽²⁵⁶⁾や、コピーされた質問書の送付や連続した番号のふられていない質問書の送付を禁止するローカル・ルール⁽²⁵⁷⁾によって、そのような質問書の使用を抑制することを試みるにとどまる裁判所もある⁽²⁵⁸⁾。それに対して、いくつかの法域では、ある特定の状況の下での使用のために、裁判所が認める統一的な質問書を展開する⁽²⁵⁹⁾。

注

(248) アメリカ連邦民訴規則上のものも含めて、デイスカバリ一般に関する邦語文献として、たとえば、田中和夫「訴訟資料の相手方よ

りの取得——discoveryの制度を中心として——(一)(二) 法学協会雑誌五八巻三号(一九四〇年)一頁、五八巻四号(一九四〇年)一六頁、同「米國連邦民事訴訟法における開示(discovery)の制度」法曹時報四卷一頁(一九五二年)一頁、住吉博「ヒクマン原則の成立と展開——adversary systemの局面——」(一)・(二)・(三) 法学新報七三巻一頁(一九六六年)三五頁、七三巻二・三頁(一九六六年)九五頁、霜島甲一「アメリカ合衆国の開示手続——わが国の研究の現状・意義・方法——」法学志林七九巻四号(一九八二年)一頁、高橋一修「アメリカ連邦民事訴訟規則の開示手続とその一九七〇、八〇、八二年改正について」(一) 法学志林七九巻四号(一九八二年)一三頁、高橋宏志「米國ディスカバリー法序説」法学協会編『法学協会百周年記念論文集第三巻』(有斐閣、一九八三年)五二七頁、新堂幸司(司会) 小島武司 高橋宏志 竹内康二 モーリス・ローゼンバーグ(座談会) アメリカの開示手続と日本への影響」ジュリスト八二四号(一九八四年)四二頁、伊藤眞「開示手続の理念と意義——民事訴訟法改正への導入をめぐって——」(上)(下) 判例タイムズ七八六号(一九九二年)六頁、七八七号(一九九二年)一一頁。古川絵里「米國連邦民事訴訟におけるディスカバリーと司法制裁」国際商事法務二巻一、二号(一九九三年)一三七五頁、大村雅彦「アメリカ民事訴訟における事件情報の早期開示の動向」木川統一郎博士古稀祝賀『民事裁判の充実と促進 下巻』(判例タイムズ社、一九九四年)三二一頁、同「民事訴訟におけるディスカロージャーについて——連邦民事訴訟規則における開示合理化の改革——」比較法雑誌二九巻一、二号(一九九五年)一一七頁、同「新民事訴訟法とアメリカ法——争点整理・証拠収集の比較を中心として——」自由と正義四八巻一、二号(一九九七年)八二頁、林田学「アメリカにおけるディスカバリーの改正について」ジュリスト一〇四七号(一九九四年)一一一頁、平野晋「アメリカ合衆国連邦民事訴訟規則改訂における強制的開示手続」判例タイムズ八三五号(一九九四年)三六頁、同「国際民事訴訟とアメリカ合衆国連邦民事訴訟規則の改訂」(四)・(一〇)・(完) 国際商事法務二巻七号(一九九四年)七四一頁、二三巻四号(一九九五年)三七五頁、二四巻四号(一九九六年)三八四頁、二四巻五号(一九九六年)五〇七頁、二四巻六号(一九九六年)六一六頁、二四巻七号(一九九六年)七四一頁、二四巻八号(一九九六年)八五一頁、小林秀之「新版『アメリカ民事訴訟法』(弘文堂、一九九六年)一四八―一七八頁、笠井正俊「民事訴訟における争点及び証拠の早期整理とディスカロージャー」法学論叢一四二巻五・六号(一九九八年)一三二頁、同「アメリカの民事訴訟における二〇〇〇年のディスカバリー制度改正をめぐって」新堂幸司先生古稀祝賀『民事訴訟法理論の新たな構築 下巻』(有斐閣、二〇〇一年)一頁、同「ディスカバリーと当事者・裁判所の役割」民事訴訟雑誌四八号(二〇〇二年)二三六頁、金祥洙「ディスカバリーの歴史」名古屋大学法政論集一八一号(二〇〇〇年)一頁、山本浩美「アメリカ環境訴訟法」(弘文堂、二〇〇二年)二一三―二二六頁、リチャード・L・マーカー「アメリカにおけるディスカバリーの過去、現在、未来」大村雅彦 三木浩一編『アメリカ民事訴訟法の理論』(商事法務、二〇〇六年)二九頁、モリソン・フォースター「外国法事務弁

- 護士事務所『アメリカの民事訴訟(第二版)』(有斐閣、二〇〇六年)六五〜一〇七頁、浅香吉幹『アメリカ民事手続法(第二版)』(弘文堂、二〇〇八年)七三〜九一頁、土井悦生∥田邊政裕「米国ディスカバリ手続の法と実務―米国民事訴訟における開示手続―」(一六)、(九)〜(三・完)「国際商事法務三八巻一号(二〇一〇年)五〇頁、三八巻二号(二〇一〇年)二〇七頁、三八巻三号(二〇一〇年)三六六頁、三八巻四号(二〇一〇年)四九七頁、三八巻五号(二〇一〇年)六四一頁、三八巻七号(二〇一〇年)九三三頁、三八巻八号(二〇一〇年)一六九八頁、三九巻三号(二〇一一年)三七八頁、三九巻五号(二〇一一年)七〇七頁、三九巻六号(二〇一一年)八四三頁、三九巻八号(二〇一一年)一七九〇頁、土井悦生「米国ディスカバリ手続の法と実務―米国民事訴訟における開示手続―」(八)「国際商事法務三八巻九号(二〇一〇年)二二三頁、三八巻一〇号(二〇一〇年)一四〇五頁など。
- (249) 初期必要的ディスクロージャーは、一九九三年の連邦民訴規則改正の際に導入され、現行の連邦民訴規則にも、その範囲等の一部改正を経たうえで引き継がれているが、この制度に関する邦語文献として、伊藤・前掲注(248)判タ七七号一七〜一九頁、大村・前掲注(248)「アメリカ民訴における事件情報の早期開示の動向」三二一頁以下、同・前掲注(248)「民事訴訟におけるディスクロージャーについて」一一七頁以下、林田・前掲注(248)一七〇〜一七六頁、笠井・前掲注(248)「アメリカ合衆国連邦民訴規則改訂における強制的開示手続」三六頁以下、小林・前掲注(248)一七〇〜一七六頁、笠井・前掲注(248)「民事訴訟における争点及び証拠の早期整理とディスクロージャー」一三七〜一四七頁、同・前掲注(248)「アメリカの民事訴訟における二〇〇〇年のディスカバリ制度改正をめぐって」九〜二三頁、同・前掲注(248)「ディスカバリと当事者・裁判所の役割」一三六〜一三八頁、山本浩美・前掲注(248)二一五〜二一七頁、浅香・前掲注(248)七六〜七七頁、土井∥田邊・前掲注(248)「国際商事法務三八巻五号六四一〜六四五頁など。
- (250) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.03 (Matthew Bender 3d ed.).
- (251) *Id.*
- (252) *Id.*
- (253) *Id.*
- (254) *Id.*
- (255) *Id.*
- (256) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.05 [1] (Matthew Bender 3d ed.).
- (257) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.05 [2] (Matthew Bender 3d ed.).
- (258) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.20 [1] (Matthew Bender 3d ed.).

- (259) *Id.*
- (260) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:20 [3] [a] (Matthew Bender 3d ed.); *see also* Holland v. Minneapolis-Honeywell Regulator Co., 28 F.R.D. 595, 595 (D.D.C. 1961) (被告企業の社長個人〔※当事者とはなっていない〕宛に送付された質問書に「※ 質問書は相手方当事者のみに宛てられなければならない」として、異議が認められる旨を判示す。)
- (261) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:20 [3] [c] (Matthew Bender 3d ed.); *see also* Ju Shu Cheung v. Dulles, 16 F.R.D. 550, 552 (D. Mass. 1954) (当事者たる未成年者の父親〔※当事者とはなっていない〕宛に送付された質問書に「※ 訴訟後見人は当事者とはなへ、それゆえ質問書にも服しない旨を判示す。)
- (262) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:20 [3] [c] (Matthew Bender 3d ed.); *see also* Hall v. Hague, 34 F.R.D. 449, 450 (D. Md. 1964).
- (263) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:30 [1] (Matthew Bender 3d ed.).
- (264) *Id.*
- (265) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:30 [2] (Matthew Bender 3d ed.).
- (266) *Id.*
- (267) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:30 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see also* Myers v. United States Paint Co., Div. of Grow Group, Inc., 116 F.R.D. 165, 165-166 (D. Mass. 1987) (三〇問を超える質問書を送付する場合に裁判所の許可を要求するマサチューセッツ州地区連邦地方裁判所のローカル・ルールの下で、原告がその許可を裁判所に申し立てた事実で、小問が基礎的な質問の論理的な延長線上にあり、かつ、基礎的な質問に関する特定の付加的な情報を得ることを求めている場合には、このローカル・ルールに抵触しない旨を判示す。)
- (268) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:30 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see e.g.*, M.D. Tenn. LR 9(a)(2) (「質問に関する小問は、全般的な番号付けの目的のために、付加的な質問として数えられなければならない。); S.D. Ill. LR 13(a) (「それぞれの小問は、独立した質問として数えられなければならない。); N.D. Ga. LR 33.1 (「このものとして番号が与えられた質問の個々の小問は、独立した質問として解釈されなければならない。)
- (269) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33:30 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see e.g.*, Clark v. Burlington N. R. R., 112 F.R.D. 117, 120 (N. D. Miss. 1986) (原則として質問書中の質問を三〇問以内に制限するミンシッピ州北地区連邦地方裁判所のローカル・ルールの下で、原告によって送付された質問書中の質問を三〇問を超えていることを理由に被告が保護命令を申し立てた事実で、小問が同じ質問書

中で要求されている別の情報に直接関連する情報しか要求しておらず、それゆえ、原告の質問書中の質問は計二十九問であるとして被告の申立てを排斥した)。

- (26) *D. Nev.*, Rule 33-1.
- (27) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see* Valdez v. Ford motor Co., 134 F.R.D. 296, 298 (D. Nev. 1991).
- (27) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see* Gim v. Gemini, Inc., 137 F.R.D. 320, 321 (D. Nev. 1991).
- (27) Clark v. Burlington N. R. R., 112 F.R.D. 117, 118-119 (N.D. Miss. 1986).
- (27) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [2] (Matthew Bender 3d ed.).
- (27) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see* Prochaska & Assocs. v. Merrill Lynch Pierce, Fenner & Smith, Inc., 155 F.R.D. 189, 191 (D. Neb. 1993) (質問書中の小問や小問よりの小問を数えなごうとせ、その質問が情報の個々の部分や要求している場合など、その質問が小問よりの明確に記されているものとして数えられるかどうか、事実をたずねるものではなく旨を判示する)。
- (27) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see e.g.*, N.D. Okla. LR 33.1; E.D. Okla. LR 33.1; N.D. Ohio. LR 33.1(b).
- (27) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see* D.D.C. LR 207(b); *see also* D. Nev. LR 33.1(b).
- (27) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see e.g.*, Safeco Ins. Co. of Am. v. Rawstron, 181 F.R.D. 441, 444-445 (C.D. Cal. 1998).
- (27) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see e.g.*, Willingham v. Ashcroft, 226 F.R.D. 57, 59 (D.D.C. 2005); Theobles v. Industrial Maintenance Co., 247 F.R.D. 483, 485 (D.V.I. 2006).
- (28) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [2] (Matthew Bender 3d ed.).
- (28) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [3] [a] (Matthew Bender 3d ed.); Fed. R. Civ. P. 33(a) advisory committee's note (1993); *see also* Capacchione v. Charlotte-Mecklenburg Sch., 182 F.R.D. 486, 492 (W.D.N.C. 1998).
- (28) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [3] [b] (Matthew Bender 3d ed.).
- (28) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [3] [b] (Matthew Bender 3d ed.); *see also* Duncan v. Paragon Publ'g, Inc., 204 F.R.D. 127,

- 128-129 (S.D. Ind. 2001) (二五問を超える質問書を送付するなどの許可を求める原告の申立てを「原告によりて提案をれている質問書が過度に広範で、不当な負担を課し、酷なものであり、かつ、原告が質問書によりて求めようとしている情報に対する証言録取書によりて入手可能である」ことを理由として排斥した)。
- (287) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [3] [b] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, M.D. Fla., Rule 3.03(a).
- (288) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [3] [b] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, Lykins v. Attorney General, 86 F.R.D. 318, 318 (E.D. Va. 1980).
- (289) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [3] [c] (Matthew Bender 3d ed.); Fed. R. Civ. P. 33(a) advisory committee's note (1993).
- (290) *See* Fed. R. Civ. P. 26(a) advisory committee's note (1983).
- (291) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [4] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, N.D. Ga. Rule 225-2(a).
- (292) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.30 [4] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, E.D. Va. LR 33.
- (293) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [1] (Matthew Bender 3d ed.).
- (294) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [1] (Matthew Bender 3d ed.); *see* Babcock Swine, Inc. v. Shelbo. Inc., 126 F.R.D. 43, 45 (S.D. Ohio 1989).
- (295) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [1] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, D.V.I. LR 33.1; S.D. W. Va. LR 3.04; C.D. Ill. LR 13; D. Miss. LR 26.2.
- (296) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [1] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, E.D. Mich. LR 26.1; E.D.N.C. LR 23.02; E.D. Ark. LR 33.1.
- (297) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [1] (Matthew Bender 3d ed.).
- (298) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [2] (Matthew Bender 3d ed.).
- (299) *Id.*
- (300) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, Diversified Prods. Corp., Inc. v. Sports Ctr. Co., 42 F.R.D. 3, 4 (D. Md. 1967).
- (301) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, S.D.N.Y. & E.D.N.Y. Civ. Rule 47.
- (302) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [2] (Matthew Bender 3d ed.); *see* W.D. Tex. CV-33(c).

(300) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [3] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, *Robbins v. Camden City Bd. of Edu.*, 105 F.R.D. 49, 57 (D.N.J., 1985).

(301) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [3] (Matthew Bender 3d ed.).

(302) *Id.*

(303) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [3] (Matthew Bender 3d ed.); *see* SCM Societa Commerciale S.P.A. v. Industrial & Commercial Research Corp., 72 F.R.D. 110, 113 n. 5 (N.D. Tex. 1976).

(304) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [3] (Matthew Bender 3d ed.).

(305) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [3] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, *Robbins v. Camden City Bd. of Edu.*, 105 F.R.D. 49, 57 (D.N.J., 1985).

(306) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [3] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, M.D. Ga., Rule 4.3.

(307) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [3] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, D. Nev., Rule 33-1(b); N.D. Tex., Rule 6.1(c).

(308) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [3] (Matthew Bender 3d ed.); *see, e.g.*, S.D. Ill., Rule 13(c), (d).

(309) 7 *Moore's Federal Practice*, § 33.31 [3] (Matthew Bender 3d ed.).

(310) *Id.*

※本稿は、平成二〇年度北海学園学術研究助成金(一般研究)「米国連邦民事訴訟規則デイスカバリ手続における開示不履行等に対する制裁手続に関する基礎研究」による研究成果の一部である。